令和４年

第３回大磯町農業委員会総会会議録

日　時　令和４年３月２５日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　安　池　雅　美	９番　鈴　木　洋　有
~~２番　青　木　貞　治~~	１０番　吉　川　正
３番　二　宮　賢　一	１１番　添　田　政　夫
５番　古　正　輝　子	~~１２番　加　藤　正　和~~
６番　平　原　則　子	１３番　柳　田　孝
７番　竹　内　欣　也	１５番　近　藤　剛　司
８番　石　井　雅　浩	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員

２番　青　木　貞　治　１２番　加　藤　正　和

３　遅刻委員

４　農地利用最適化推進委員出席者（意見を述べることはできますが議決権はありません）

西　方　敬　　吉　川　京　男　　柏　木　博　　松　本　常　男

５　出席した事務局職員

事務局長　　久保田　徳人
出席職員　　弘重　穣

６　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第７号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について
議案第８号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について
議案第９号　非農地証明交付申請の承認について
報告第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
報告第２号　農地法第３条の３の規定による受理通知書について
報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について
報告第４号　大磯町の平均的農地賃借料について

議長　ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和４年第３回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

　なお本日、２番の青木貞治委員と１２番加藤正和委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、３番二宮賢一委員と５番古正輝子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長　それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長　ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局　　《議案第６号１番を朗読・説明》

書記　議案第６号１番につきましては、分家住宅に関する農地転用許可申請でございます。

　現在、譲受人は町外に住んでいますが、子どもが大きくなり住宅が手狭になったことや高齢者の両親のそばに住むことで面倒を見たいとのことです。当該農地の北側と東側は住宅、南側は譲渡人の畑、西側はビニールハウスとなっていて、転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

　なお、３月１１日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　議案第６号１番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

８番委員（石井）　８番の石井です。議案第６号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化調整区域の露地畑ですが、住宅街に隣接した第２種農地で、家屋も平屋建てですので、転用することによる周辺農地への影響はないと考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないとのことです。

それでは、議案第６号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第６号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第６号１番は原案とおり決定いたしました。

議長　次に議案第７号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

なお、議案第７号１番については農業委員の石井委員が当該農地の貸借に関わっているため、「農業委員会等に関する法律」の第３１条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

議長　それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第７号「農地利用集積計画書の決定について」は議案書３ページの２件で、新規１件と再設定１件でございます。場所につきましては総会資料の２ページと３ページをご覧ください。

大磯町長より令和４年３月１４日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局　《議案第７号１番と２番を朗読・説明》

書記　議案第７号１番と２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

最初に１番についてですが、当該農地は住宅街に隣接する露地畑で地元の専業農家が長期間借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、３月１１日に国府新宿地区担当の吉川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川）　推進委員の吉川です。議案第７号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域に隣接した露地畑ですが、西洋野菜などが農地全体で効率的に栽培されており、引き続き地元の専業農家が長期間借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長　では、議案第７号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　基盤法による農地の貸し借りについて、契約期間を２０年とか３０年とすることは可能ですか。

書記　基盤法では期限の上限を定めていないので３０年契約も可能ですが、その間に相続等が発生することも考えられるため、また、あまり長期間にすると契約管理が困難になることから、通常は長くても１０年程度が目安となっています。更に借りたければ再設定を繰り返せばよいだけです。ただし、借りた農地にビニールハウスや牛舎を建てる場合は、減価償却の点から２０年以上にすることもあります。

議長　他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第７号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第７号１番は原案とおり決定いたしました。

採決が終わりましたので、石井委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長　次に２番について事務局より説明をお願いします。

書記　２番の農地は寺坂地区の農業振興地域の農用地の露地畑です。借り手は農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社で、かながわ農業サポーターに貸与するための農地中間管理事業の一括方式よる新規設定となります。配分先は「かながわ農業サポーター制度」の認定者で、月に一度の農業指導を受けながら、３年から５年後に販売目標額５０万円以上を目指します。その後は、意欲と能力があれば農家として自立していくこととなります。

なお、3月１１日に寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、現地調査をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木）　推進委員の柏木です。議案第７号２番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、所有者が農作業をできなくなったため遊休農地となっていましたが、公社によって草刈りと耕耘がかけられてきれいになっていました。かながわ農業サポーターに貸与することで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では、議案第７号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　かながわ農業サポーター制度について簡単に説明してください。

書記　神奈川県の市民農園である「かながわホームファーマー」で農業の基礎を学んだ後、本格的に農業者を目指す方は、「かながわ農業サポーター」にステップアップすることができます。サポーターになると１０００㎡から３０００㎡の農地を借りられ、収穫した農作物を売ることもできます。

委員　法令とか制度とか、初めて見聞きするものが多くて、意見を述べることもできない場合がありますので、研修会とかを行ってほしい。

書記　農業委員会総会の時間が短い場合、総会後に勉強会的なものを行いたいと思います。

また、コロナ禍で実施が未定ですが、中地方農業委員会連合会や神奈川県農業会議で新任農業委員研修会といったものを行っています。

委員　農地中間管理制度では、地権者と神奈川県農業公社との契約以外に利用配分計画といったものがあったが、なぜ、今回はないのか。次の議案第８号では利用配分計画が出ている。

書記　令和元年度に農地中間管理促進法の一部改正があり、農地利用配分計画書を省略した一括方式に変わりました。ただし、改正以前に農業公社と契約した農地につては契約期限が切れるまでは一括方式に移行はできないため、しばらくは旧方式と一括方式が混在することになります。

議長　他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第７号２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第７号２番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第７号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長　それでは、次に議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」の議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第８号１番の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は議案書５ページの１件で、貸与されている農地の期限の更新となります。場所につきましては総会資料の４ページをご覧ください。
大磯町長より令和４年３月１４日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号)」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局　《議案第８号１番を朗読》

書記　当該農地は全て農業振興地域の農用地で、借り手は、かながわ農業サポーターです。現在、貸与されている農地の貸借期限を延長することで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。
なお、３月１１日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　ありがとうございました。議案第８号１番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から説明をお願いいたします。

１１番委員（添田）　１１番添田です。議案第８号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は効率よく利用されており、かながわ農業サポーターに継続して貸すことで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　意見がないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長　それでは、次に議案第９号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記　議案第９号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書６ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の５ページをご覧ください。

《議案第９号１番を朗読》

書記　議案第９号１番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成２４年８月１日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、３月１１日に黒岩地区担当の二宮委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長　ありがとうございました。では、現地調査をお願いした二宮委員から説明をお願いいたします。

３番委員（二宮）　３番二宮です。議案第９号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は山林化しており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第９号１番の申請のありました１筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、申請のありました１筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長　次に、報告第１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書７ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の６ページと７ページをご覧ください。

事務局　《報告第１号１番を朗読》

書記　報告第１号１番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、３月１１日に寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長　ありがとうございました。報告第１号１番につきましては現地調査をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木）　推進委員の柏木です。報告第１号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑１８筆ですが、全ての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しております。

議長　ただ今の報告第１号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わりにします。

議長　次に、報告第２号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第２号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」については、議案書８ページの２件でございます。

事務局　　《報告第２号１番と２番を朗読》

書記　報告第２号１番と２番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第２号１番と２番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第２号を終わります。

議長　次に報告第３号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第３号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書９ページの３件でございます。場所につきましては総会資料の８ページから１０ページをご覧ください。

事務局　　《報告第３号１番から３番を朗読》

書記　報告第３号１番から３番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第３号１番から３番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第３号を終わります。

議長　次に報告第４号「大磯町の平均的農地賃借料について」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第４号「大磯町の平均的農地賃借料について」につきましては、議案書１０ページをご覧ください。

事務局　　《報告第４号を朗読》

書記　令和３年１月から令和３年１２月までの大磯町の１０アール（１反≒１，０００㎡）当たりの平均的農地賃借料につきましては、前年と比較して田の賃借料は１０，３００円から

１１，０００円に、畑の賃借料は１１,７００円から１１，５００円となりました。
令和４年度の農地の賃貸借料は、この平均的農地賃借料を基準としますので、農地中間管理事業による農地賃借料も基本的にはこの額を標準単価とします。
なお、今回の平均的農地賃借料につきましては農地法第５２条に基づき、農地の賃借料情報として告示を行い、町のホームページにも掲載する予定です。

議長　ただ今の報告第４号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第４号を終わります。

議長　本日の議題はすべて終わりましたが、令和３年１０月の第１１回農業委員会総会において議決しました「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱」について、事務局より一部修正したいとの要望がありました。
大磯町農業委員会会議規則第１４条に「会議の議題となった事件及び動議を訂正し、又は撤回しようとするときは、会議の承認を得なければならない。」とされていますので、事務局に内容について説明をしてもらい委員の皆さんに諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なしの声》

議長　異議なしということなので、「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱」の一部修正について議題とします。

《資料配布》

書記　この要綱については産業観光課も関わっていますので、担当課の職員の出席を了承していただけますか。

議長　わかりました。では、お諮りします。産業観光課の担当職員の出席について異議はございませんか。

《異議なしの声》

議長　異議なしということなので、産業観光課の担当職員の出席を許可します。

《弘重係長入室及び着席》

弘重係長　産業観光課産業振興係の係長の弘重です。よろしくお願いします。

議長　では、事務局より説明をお願いします。

書記　申し訳ございませんが、「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱」についてですが、令和３年１０月に開催された第１１回農業委員会総会において要綱（案）について委員全員から賛成を頂き、本来なら令和４年１月１日から施行する予定でしたが、様式等の調整に不測の時間を要したため、期日までに施行が間に合いませんでした。委員の皆様にはこの場をお借りしてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

　要綱の一部修正についてですが、要綱について様式や文言に不備な点がありましたので一部修正をさせていただきたいと思います。修正内容については配布しました新旧比較表をご覧ください。

《新旧比較表で修正内容について説明》

書記　主な修正内容は様式の調整と文言の追加と訂正及び第１号様式における別添様式の追加となります。要綱の基本的なつくりや基準内容の変更はありません。以上となります。よろしくお願いします。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、一旦は議決しました要綱について未調整な点があったので一部修正を行いたいとのことです。

　これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　要綱にはいつから施行するのか書かれていませんが、いつから施行ですか。

書記　令和４年４月１日からです。

議長　他にございませんか。他に意見がないようですので、修正に賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、決定いたしました。

　事務局には遅滞なく手続きを進めていただき、必ず期日までに施行するようにお願いします。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは以上をもちまして令和４年第３回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時３７分）